

## ● 判定区分の種類

判定区分		意味
A	異常なし	異常な所見は認められません。
B	心配なし	治癒した所見や処置が不要な所見はありますが、日常生活に支障はありません。
C1	経過観察	現在、定期的に健康管理専門職により検査を継続中です。
C2	要注意・指導	生活習慣が原因と思われる軽微な所見が認められます。今の段階で生活習慣を改善すると将来の発症を予防することが可能です。
D1	ヶ月再検査	服薬時の医療措置の必要はありませんか、定期的または決められた期間後に再度検査を受けられ、今回の結果と比べて変動があるかどうか確認する必要があります。(例 R1-06・6ヶ月後)
D2	要再検査	データに異常が見られます。一時的な変動かどうかの確認が必要です。
E1	要精密検査	異常な所見が認められます。治療が必要かどうかを確かめるために詳しい検査が必要です。
E2	専門医要受診	医師による診察が必要です。
F	専門医要治療	医師による医療措置が必要です。
G	治療中	現在治療中で、今後も服薬等の医療措置が必要です。
H	判定保留	未受診などにより結果を判定する事が出来ません。